

亀山市告示第138号

亀山市地域まちづくり協議会条例（平成28年亀山市条例第5号）
第7条第2項の規定により、地域まちづくり協議会の設立に係る届
出事項の変更の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次
のとおり告示する。

平成28年5月30日

亀山市長 櫻井 義之

1 変更の届出があった地域まちづくり協議会の名称

関南部地区まちづくり協議会

2 変更した事項

事務所の所在地

変更前 亀山市関町泉ヶ丘1011番地1

変更後 亀山市関町萩原172番地3

3 変更年月日

平成28年4月16日